



# 宮 崎 県 公 報

平成26年4月3日(木曜日) 第 2578 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県東京学生寮管理規則の一部を改正する規則…………… (総務課) 1

### 告 示

○林業種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 1  
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2

頁

○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 2  
○歳入の収納の事務の委託…………… (建築住宅課) 2

### 選挙管理委員会告示

○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出…………… 2  
○解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 4  
○資金管理団体の指定の届出…………… 5

### 内水面漁場管理委員会指示

○漁業法に基づく指示…………… 5

## 規 則

宮崎県東京学生寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第21号

#### 宮崎県東京学生寮管理規則の一部を改正する規則

宮崎県東京学生寮管理規則(昭和47年宮崎県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入寮期間)</p> <p>第7条 入寮期間は、その年の4月1日から起算して2年間とする。</p> <p>(退寮)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 知事は、入寮者が次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命じ、又はその入寮の許可を取り消すことがある。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第2条第1号に規定する大学、短期大学又は専修学校の学籍を離れたとき。</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定管理者の管理の場合の読替)</p> <p>第14条 条例第10条の規定により学生寮の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第3条から第6条まで、第10条、第12条及び前条の規定の適用については、第3条から第6条までの規定、第10条第2項、第12条及び前条(同条第2項第4号を除く。)中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(入寮期間)</p> <p>第7条 入寮期間は、その年の4月1日から起算して2年間とする。<u>ただし、入寮者のうち知事が特に必要と認める者については、2年間を限度として延長することができる。</u></p> <p>(退寮)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 知事は、入寮者が次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命じ、又はその入寮の許可を取り消すことがある。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第2条第1号に規定する大学、短期大学、<u>専修学校又は教育施設の学籍を離れたとき。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(指定管理者の管理の場合の読替)</p> <p>第14条 条例第10条の規定により学生寮の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第3条から第7条まで、第10条、第12条及び前条の規定の適用については、第3条から第7条までの規定、第10条第2項、第12条及び前条(同条第2項第4号を除く。)中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成26年4月3日

宮崎県告示第 231号

宮崎県知事 河野俊嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1297	小辨野 菊男 東臼杵郡美郷町西郷区田代8805番地	採取	幼苗の育成	小辨野樹園 東臼杵郡美郷町西郷区田代8805番地
1298	堀吉 典彰 東臼杵郡諸塚村大字家代4085番地	採取	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	堀吉 典彰 東臼杵郡諸塚村大字家代4085番地
1299	梅田 義輝 東臼杵郡諸塚村大字七ッ山6343番地2	採取	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	梅田 義輝 東臼杵郡諸塚村大字七ッ山6343番地2
1300	荒武 カヤ子 日南市北郷町北河内9036番地5		幼苗の育成	荒武 カヤ子 日南市北郷町北河内9036番地5

宮崎県告示第 232号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 4 月 3 日から平成26年 4 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 4 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
357	県道	田の平 綾線	東諸県郡綾 町大字南俣 字本宮4296 番3地先か ら同郡同町 大字入野字 五ヶ所 893 番5地先ま で	旧	4.5 ～ 11.3	457.3
				新	6.0 ～ 16.5	455.5

宮崎県告示第 233号

1 設立届

○政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党宮崎県郵政	堀之内 達 也	牧 俊 夫	西臼杵郡高千穂町大字上野 262	○	平成25年12月27日

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 4 月 3 日から平成26年 4 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 4 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
357	県道	田の平 綾線	東諸県郡綾 町大字南俣 字本宮4296 番3地先か ら同郡同町 大字入野字 五ヶ所 893 番5地先ま で	平成26年 4 月 3 日

宮崎県告示第 234号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年 4 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県営住宅を明け渡した者が滞納している住宅使用料、駐車場使用料及び目的外使用許可使用料	ニッテレ債権回収株式会社	平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項及び第 7 条並びに第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 4 月 3 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

政治連盟支部					
--------	--	--	--	--	--

○その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
永友正章後援会	甲 斐 正 一	田 崎 康 代	児湯郡新富町大字日置54番地1	平成26年1月22日
新しい宮崎をつくる会	川 崎 信一郎	吉 田 勝 男	宮崎市堀川町7番地	平成26年1月29日
はらだ俊平後援会	原 田 俊 平	原 田 茂	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所8681	平成26年2月7日
曾我部貴博後援会	曾我部 貴 博	曾我部 加代子	西都市大字三宅4081-2	平成26年2月20日

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
斎山会	外 山 齋	富 田 敏 康	宮崎市松橋1丁目16-11カルナコート1F	衆議院議員	平成26年1月8日

(ハ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
斎山会	外 山 齋	富 田 敏 康	宮崎市松橋1丁目16-11カルナコート1F	外 山 齋	衆議院議員	平成26年1月8日

## 2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党宮崎県第一選挙区支部	主たる事務所の所在地	宮崎市旭2丁目1-21	宮崎市大工3丁目346番地	平成26年1月6日
自由民主党宮崎県参議院選挙区第一支部	会計責任者の氏名	齊 藤 弘 昭	田 中 宗 樹	平成26年1月24日

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
新内友靖後援会	代表者の氏名	坂 元 達 男	川 俣 幸 一	平成26年1月6日
つつい紀夫後援会	代表者の氏名	竹 森 順 一	西 川 和 典	平成26年1月16日
松下新平後援会	会計責任者の氏名	齊 藤 弘 昭	田 中 宗 樹	平成26年1月24日
椎葉晃充後援会	主たる事務所の所在地	東臼杵郡椎葉村大字下福良2088	東臼杵郡椎葉村大字下福良2106-7	平成26年1月30日
	会計責任者の氏名	椎 葉 恵 子	黒 木 忠	
宮崎県歯科医師連盟西都児湯支部	会計責任者の氏名	中 崎 裕	上 山 賢 剛	平成26年2月10日
未来総合研究会	会計責任者の氏名	持 永 隆 大	桑 畑 貴	平成26年2月26日
いつきの会	会計責任者の氏名	外 山 千 草	上 野 一 八	平成26年2月27日
外山いつき応援隊	会計責任者の氏名	外 山 千 草	上 野 一 八	平成26年2月27日

## 3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮崎県傷痍軍人会支部	入 未 三 郎	日 高 博 子	宮崎市広島1-13-10畜産会館3F	平成26年1月7日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
政治連盟宮崎県防衛を支える会田	盛 武 恒 信	谷 口 順 一	宮崎市田野町乙9547-38	平成26年1月20日

野町支部				
坂下くにお後援会	道 久 一 美	坂 下 祥 子	都城市山之口町花木2405-5	平成26年1月29日
津隈一成後援会	田 村 昌 三	藤 原 秀 明	西臼杵郡日之影町大字七折1269番地	平成26年2月3日
宮崎道公後援会	藤 原 和 博	赤 崎 兼 宏	えびの市大字栗下 162番地 3	平成26年2月5日
市民が主役元気なえびのをつくる市民の会	岩 崎 信 男	内 田 久 喜	えびの市大字栗下 159番地 2	平成26年2月5日
安藤福松後援会	安 藤 隆 男	安 藤 福 松	東臼杵郡門川町大字加草1453番地 1	平成26年2月7日
東口良仲後援会	永 山 美 安	折 田 政 信	都城市梅北町2939番地 4	平成26年2月10日
甲斐善重郎後援会	若 藤 洋 生	甲 斐 美 智子	日向市東郷町山陰丙1491-3	平成26年2月12日
佐藤博幸後援会	外 村 昇	徳 益 吉 明	都城市志比田町9545-3	平成26年2月26日

宮崎県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成26年4月3日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊

( 政党の支部 )

政治団体の名称 自由民主党宮崎県傷痍軍人会支部

報告年月日 平成26年1月7日

(平成25年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	28,600円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	28,600円
(2) 支出総額	28,600円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	28,600円
	22人
合 計	28,600円
(2) 支出の内訳	
イ 政治活動費	28,600円
(ホ) 寄附・交付金	28,600円
合 計	28,600円

( その他の政治団体 )

政治団体の名称 政治連盟宮崎県防衛を支える会田野町支部

報告年月日 平成26年1月20日

(平成25年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 坂下くにお後援会

報告年月日 平成26年1月29日

(平成25年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
----------	----

ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成26年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 津隈一成後援会

報告年月日 平成26年2月3日

(平成25年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	74,625円
ア 前年繰越額	74,577円
イ 本年収入額	48円
(2) 支出総額	27,115円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	48円
10万円未満の収入	48円
合 計	48円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	6,300円
(ウ) 備品・消耗品費	6,300円
イ 政治活動費	20,815円
(カ) その他の経費	20,815円
合 計	27,115円

政治団体の名称 宮崎道公後援会

報告年月日 平成26年2月5日

(平成25年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	54,607円
ア 前年繰越額	54,597円
イ 本年収入額	10円
(2) 支出総額	0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	10円
10万円未満の収入	10円

合計 10円

政治団体の名称 市民が主役元気なえびのをつくる市民の会  
報告年月日 平成26年2月5日  
(平成25年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 51,042円  
ア 前年繰越額 51,042円  
イ 本年収入額 0円  
(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 安藤福松後援会  
報告年月日 平成26年2月7日  
(平成25年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 22,852円  
ア 前年繰越額 22,852円  
イ 本年収入額 0円  
(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 東口良仲後援会  
報告年月日 平成26年2月10日  
(平成25年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円  
ア 前年繰越額 0円  
イ 本年収入額 0円  
(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 甲斐善重郎後援会  
報告年月日 平成26年2月12日  
(平成25年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円  
ア 前年繰越額 0円  
イ 本年収入額 0円  
(2) 支出総額 0円

## 1 指定届

○その他の政治団体

政治団体の名称 佐藤博幸後援会  
報告年月日 平成26年2月26日  
(平成25年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 321,300円  
ア 前年繰越額 0円  
イ 本年収入額 321,300円  
(2) 支出総額 321,300円

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳  
イ 寄附 321,300円  
(ア) 寄附 321,300円  
a 個人からの寄附 321,300円  
合計 321,300円

## [寄附の内訳]

ア 個人からの寄附  
佐藤博幸 321,300円 宮崎県都城市  
小計 321,300円

## (2) 支出の内訳

イ 政治活動費 321,300円  
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 321,300円  
b 宣伝事業費 321,300円  
合計 321,300円  
(平成26年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円  
ア 前年繰越額 0円  
イ 本年収入額 0円  
(2) 支出総額 0円

## 宮崎県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月3日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
曾我部 貴 博	西都市議会議員	曾我部貴博後援会	西都市大字三宅4081-2	曾我部 貴 博	平成26年2月20日

## 内水面漁場管理委員会指示

### 宮崎県内水面漁場管理委員会指示第133号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、内水面第5種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成26年4月3日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

## 1 増殖義務

別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、平成26年12月31日までの間に、平成25年12月26日付け宮崎県内水面漁場管理委員会

指示第132号(以下「当初指示」という。)で指示した増殖に加え、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。

ただし、履行が困難な場合にあつては、他の方法に替えることができる。

## 2 指示の適正な履行

この指示の履行に当たっては、当初指示の2、3及び4に基づき適正に行わなければならない。

別表

漁業権 番号	河川名	漁業権者	魚種及び数量 (増殖行為)	
			おいかわ	こい
			稚魚 放流  (尾)	稚魚放流 相当分  (尾)
内共第 2 号	祝子川	祝子川漁業協同組 合	2,500	1,000
内共第 3 号	五ヶ瀬川河 口	代表 延岡五ヶ瀬 川漁業協同組合	729	477
内共第12号	一ツ瀬川	代表 新佐漁業協 同組合		4,000
内共第14号	大淀川	代表 綾漁業協同 組合		7,508

<放流する魚種の体重>

おいかわ 体重 1 グラム以上